

とよしん

海外貿易投資ニュース

深刻な人手不足、賃金上昇に企業は直面 - 激変する東アジアの労働・雇用環境と政府・産業界の対応(10) - (タイ)

失業率が1%を切る状況が続く中、最低賃金が急上昇しており、企業は人手不足と人件費の増加に直面している。政府は企業支援策を講じているものの、倒産する企業は増えている。また、外国人非熟練労働者は労働環境の厳しい産業では不可欠だが、投資特典を得ている企業は一定の条件を満たした場合を除いて雇用が禁じられている。タイ人労働者が不足している中、外国人非熟練労働者の活用を望む声もある。

< 東部で厳しさを増す労働力不足 >

ここ数年、タイの労働・雇用環境に大きな変化が起きている。リーマン・ショック後にタイ経済が急速に回復したのに伴い、2010年11月以降の失業率は1%を切る状況が続く、労働需給が逼迫している(図参照)。工業団地が集積する東部では、2011年の大洪水の直接的な被害を受けなかったことも影響し、工場の進出がさらに加速、企業は労働者の確保に苦慮している。

進出や追加の投資を行う企業の中には、東部では従業員を十分に確保できないこと、空き用地がなくなった工業団地も出ていることなどから、この地域の北に位置するプラチンプリ県などに進出する企業も増加している。

< 管理者や熟練工も不足 >

労働力不足は単純労働者だけではなく、管理者や熟練工についても同様の状況だ。バンコク日本人商工会議所が2012年11～12月に会員企業に実施した日系企業景気動向調査で、「必要とする人材(複数回答)を聞いたところ、製造業で最も多かった回答が「エンジニア」(63%)、次いで「マネジャー」(57%)で、「ワーカー」は40%だった。

タイには1960年代に日系自動車産業が進出し、長年操業している企業が多い。地域統括、物流統括、研究開発(R&D)といった機能を設けるなど、タイをASEANの拠点として考える企業はより質の高い人材を求めている。

一方、政府は投資委員会(BOI)の投資特典制度の見直し作業を進めている。その目的の1つはさらなる産業の高度化を目指すというものだ。しかし、それには高度化を担える人材が必要であり、官民協力の人材育成(教育制度の見直しや職業訓練の推進など)を実施していく必要がある。企業ニーズに合った人材の育成が今後重要になってくる。

< 最低賃金の上昇で倒産が増加 >

2011年8月に発足したインラック政権は最低賃金の大幅引き上げを実施した。2012年4月に全国一律で約40%引き上げられ、2013年1月には地域ごとにばらつきがあった最低賃金が、全国一律でバンコクと同額の1日300バーツ(1バーツ=約3.4円)となった。国家経済社会開発庁(NESDB)のレポートは、この全国一律化により企業のコストは6.4%上昇、特に零細企業では17.8%上昇するとしている。

またNESDBによると、倒産した企業は2012年が1万6,936社と前年比20.3%増、2013年1月も1,202社と前年同月比6.6%増となった。政府は企業からの要請を受けて支援策を講じている。大きく分けると、(1)融資による流動性向上および金融コストの軽減措置、(2)税および補償による生産コストの軽減措置、(3)労働生産性向上の措置、(4)政府の経費見直しによる企業の収入増加の措置、(5)消費による販売刺激・促進の措置、の5項目となる(表1参照)。

< 周辺国に分工場設立の動き >

一方、人件費の上昇に対して企業は、機械化による省力化の推進、新規雇用の抑制、従業員の解雇、販売価格への転嫁といった対応を取っている。しかし、「顧客から値下げ要求が厳しく、到底値上げできる状況ではない」(日系製造業)と、上昇したコスト分を社内で吸収していくしかない現状を訴える企業もある。

賃金が増えている中、タイの分工場という位置付けで周辺国に工場を展開する企業が出てきている。自動車部品などの企業では、今までタイで生産していた労働集約型の一部の工程を、カンボジアやラオスに移して加工、組み立てを行い、マザー工場であるタイに集めて最終製品化を行っている。

労働・雇用環境などによっては今後こうした動きが加速し、タイの事業所を閉鎖し、より労働コストの安い周辺国に進出する企業が増加する可能性も否定できない。

(次ページへ続く)

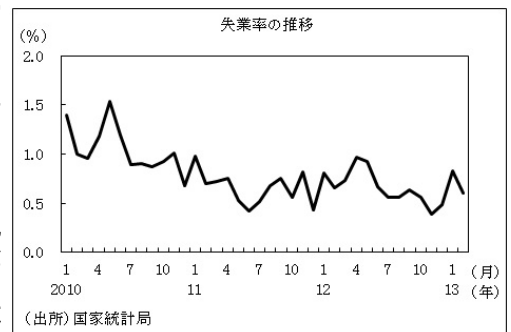


表1 最低賃金上昇に伴うタイ政府による中小企業支援策(2013年1月8日閣議決定)

(1) 融資による流動性向上および金融コストの軽減措置	<ul style="list-style-type: none"> 雇用促進、運転資金などのためのローン。予算規模100億バーツ。2013年末まで。 生産性(機械設備効率)向上のためのローン。予算規模200億バーツ。2015年末まで延長。 ポートフォリオ保証制度(資産の少ない企業向け融資に信用保証公社保証を付ける)。2015年末まで。 新規事業者向けポートフォリオ保証制度。2015年末まで。
(2) 税および補償による生産コストの軽減措置	<ul style="list-style-type: none"> 2013年の社会保険料を被保険者月給の5%から4%に引き下げ。 中小企業の法人税の非課税枠を15万バーツから30万バーツに引き上げ。 2012年と比べた賃金の上昇分について、1.5倍を損金計上できる。 2002年労働技能開発法に基づく技能訓練の費用の2倍を損金計上できる。 生産性向上のための機械購入に対する税制軽減。 機械の減価償却費を初年度に100%計上できる。 中小ホテル事業者の宿泊料にかかる税金を3年間1部屋30バーツから40バーツに減額。
(3) 労働生産性向上の措置	<ul style="list-style-type: none"> 技能開発基金から0.1%の低利融資。 技能開発カリキュラムの導入および専門家の企業訪問(モバイルクリニック)。
(4) 政府の経費見直しによる企業の収入増加の措置	<ul style="list-style-type: none"> 政府機関によるセミナー開催経費の増加。
(5) 消費による販売刺激・促進の措置	<ul style="list-style-type: none"> 消費財の低価格商品販売店の強化「青旗セールプロジェクト」。

(出所) 労働省

深刻な人手不足、賃金上昇に企業は直面 - 激変する東アジアの労働・雇用環境と政府・産業界の対応(10) - (タイ)

(前ページから続く)

<労働争議は減少傾向>

労働省によると、労働争議の発生件数は減少傾向にある。2012年は47件と2011年の58件から減少した(表2参照)。しかし、争議行為でないものの、賃上げ、福利厚生、雇用条件などで労働者側とトラブルになるケースが起きている。

表2 労働争議などの発生件数(単位:件)

	2010年	2011年	2012年
労働争議	66	58	47
ストライキ	1	3	5
ロックアウト	0	5	6

タイの労働組合の特徴は、結成される数は増加しているものの、労働者に占める組合員の割合(組織率)は低く、また産業別組合の組織力も弱いので、組織主体の活動が行われにくいことにある。ただし、オルグが入り込み労働者を扇動して、労使紛争が発生する場合もある。突然ストライキに発展するケースがみられるなど、労働者側の組合活動に関する知識不足といった問題もあるが、日常的な労働者とのコミュニケーションが重要といえる。

<不可欠な外国人労働者>

外国人労働者の受け入れに関しては、外国人就労法で規定されている。特にタイと国境を接するカンボジア、ラオス、ミャンマーの3カ国からの労働者に対しては、同法第14条で「タイと隣接する国に住所がある、または国籍を有する外国人は、(中略)定められた期間あるいは季節に従い一時的にタイ国内で一部の職種あるいは業務で労働許可を取得することができる」と、一定の労働を許可している。

しかし、NESDBによると、住民登録せずに国内で就労している外国人労働者は約200万人おり、そのうちカンボジア、ラオス、ミャンマー出身の労働者は約130万人に上るといふ。また、許可を得て就労している外国人労働者の大多数はバンコク、チョンブリ、スラタニ、サムットサコーンに居住しており、約90%が未熟練あるいは半熟練労働者で、農業、畜産、建設、食品製造業、サービス業、家庭内労働に従事している。こうした比較的労働環境が厳しい産業で周辺国の労働者を必要とする要因としては、タイ人の教育水準が上がり、より条件の良い職場を求めようになったこと、労働者となる若年層が減少していること、タイの賃金が周辺国に比べ高いこと、などが挙げられる。

<外国人労働者の雇用制限を強化>

一方で政府は、BOIの投資特典を取得した企業に対して、外国人労働者の雇用を制限している。BOIは、投資奨励法で原則として外国人の非熟練労働者の雇用を禁止しており、投資奨励企業に対し、外国人非熟練労働者を雇用している場合には雇用を取りやめ、代わりにタイ人を雇用するよう通知した。これにより、現在外国人非熟練労働者を雇用している企業は、2014年末までに雇用を終了する必要がある。

BOIは一定の条件下で外国人非熟練労働者の雇用を認めているものの、その条件は、a.タイに20年以上投資している会社で、総資産100億バツ以上、労働者を1万人以上雇用していること、b.法人税免税の恩典期間が満了した投資奨励事業において、新規雇用者のうち外国人非熟練労働者を15%以下とすること、c.工業分野であること(農業およびサービス業は対象外)、などとなっている。こうした条件を満たす企業は、長年タイで事業を行ってきた一部の大企業に限られる。

タイでの事業を拡大したい企業が多い中で、労働力不足が大きな問題の1つになっていることは事実だ。「国内で人材が不足しているのであれば、外国人材受け入れについてのスキームを確立してほしい」(日系製造業)といった声も聞かれる。外国人の流入によって社会問題が拡大する懸念もあるが、中長期的にみても少子高齢化が進むタイにとって、外国人労働者に門戸を広げることは検討する必要があるだろう。

(出所:ジェトロ通商弘報 51a7110684918 2013年6月3日)

！！外貨両替は弊庫へ 米ドルは全店で、17通貨は本店で取扱中！！

7月は次のセミナー等をご案内させていただきました。

セミナー等名称	開催地	主催者
成熟化する中国経済と日本企業の戦略セミナー	名古屋	天津西青経済技術開発区管理委員会
「タイビジネスマッチング」への参加企業募集	タイ	中部経済産業局、6信用金庫連携アジア会
食品輸出基礎セミナー	名古屋	ジェトロ名古屋
インド自動車部品市場開拓セミナー	刈谷	ジェトロ名古屋
インドネシア現地経済事情講習会	名古屋	愛知県立大学多文化共生研究所地域センター
香港インターナショナルワイン&スピリッツフェア2013	香港	日本酒造組合中央会、ジェトロ
日本産農水産物・食品輸出商談会in香港2013	香港	ジェトロ



国際業務部

〒471-8601
愛知県豊田市元城町1-48

電話 0565-36-1381

FAX 0565-36-1213

URL <http://www.toyoshin.co.jp>